

# 京都府高等学校体育連盟バレーボール専門部会規約

## 第1章 総 則

第1条 本部会は京都府高等学校体育連盟バレーボール専門部会と称する。(以下、本部会と略称する)

第2条 本部会は京都府高等学校体育連盟に加盟し、バレーボール部(クラブ)が設置されている学校によって組織する。事務局を専門委員長在任の学校に置く。

第3条 本部会は京都府高等学校体育連盟規約並びに公益財団法人日本バレーボール協会競技規則、競技会実施要項によって運営され、京都府下における高等学校のバレーボールに関する統轄団体である。

第4条 本部会の目的は全国高体連バレーボール専門部の目的とすることを具現し、京都府バレーボール協会並びに協会傘下の各団体と提携し、京都府下の高校生バレーボールの健全な発達を図ると共に、一貫性のある指導體制を確立してバレーボール界発展に貢献することにある。

第5条 本部会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。(1)種々の競技会 (2)講習会 (3)その他、本部会の目的達成に必要な事項  
なお、事業の運営を行うについて両丹支部を設ける。(以下、両丹と略称する)

## 第2章 役 員

第6条 本部会と、両丹支部に次の役員を置く。(1)顧問 若干名、(2)参与 若干名、(3)専門部長 1名(校長理事)、(4)専門委員長 1名、(5)専門副委員長 若干名、(6)総務委員長 1名、(7)総務副委員長 若干名、(8)競技委員長 1名、(9)競技副委員長 若干名、(10)審判委員長 1名、(11)審判副委員長 若干名、(12)男子強化委員長 1名、(13)男子強化副委員長 若干名、(14)女子強化委員長 1名、(15)女子強化副委員長 若干名、(16)会計委員長 1名、(17)会計副委員長 若干名、(18)会計監査 2名、  
なお、総務・競技・審判・男子強化・女子強化の各委員会には若干名の委員を置く。

第7条 役員を選出方法は次の通りとする。(1)専門部長、専門委員長は常任委員会で推薦し、京都府高体連会長が委嘱する。(2)専門副委員長、各委員会の委員長・副委員長・委員、会計監査は、常任委員会で推薦し、専門部長が委嘱する。(3)顧問は歴代の専門部長、副部長がこの任にあたる。(現職の期間とする)(4)参与は歴代の専門委員長がこの任にあたる。(現職の期間とする)

第8条 専門部長を除く本部会の役員は、加盟校の顧問の中より委嘱する。

第9条 第7条の方法で選出した役員は、当年度の加盟校の顧問会で報告され、承認を得なければならない。

第10条 役員の任期は、原則として2年とし、再任、重任は妨げない。

第11条 役員の任務は次の通りとする。(1)専門部長は本部会の代表となる。(2)専門委員長は本部会の運営全般を統轄し、京都府高体連の理事を兼ねる。副委員長は専門委員長を補佐し、専門委員長に事故あるときはその職務を代行する。(3)各委員会の委員長、副委員長は、委員と協力して各委員会に課せられた任務にあたる。(4)会計は経理面の一切を担当する。(5)顧問及び参与は本部会の相談役とする。(6)会計監査は本部会の会計業務を監査する。

### 第3章 会 議

第12条 本部会の運営を円滑にし、かつ、充実させるために次の会議をもつ。(1)顧問会は加盟校の顧問で構成し、本部会の最高の審議機関であり、年1回以上必要な時に専門部長の招集で開催して、常任委員会より提出された重要議案を審議する。(2)常任委員会は専門部長、専門委員長、専門副委員長、各委員会委員長、同副委員長で構成し、専門部長の招集で随時開催して、通常の運営について協議する。ただし、緊急を要する重要事項が生じた場合は顧問会を代行することができるが、後に開かれる顧問会で報告し承認を得なければならない。(3)各委員会は必要に応じ専門委員長が招集し任務の執行にあたる。(4)それぞれの会議の議長は専門部長もしくは専門委員長があたり、重要議案を審議する。

### 第4章 会 計

第13条 本部会の経理は京都府高体連専門部交付金、補助金、登録費、事業収入によって充てる。

第14条 本部会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### 第5章 賞 罰

第15条 人格、技術共に卓越し他の範とすべき選手がある場合は、常任委員会の決定により表彰することがある。

第16条 次の項に該当する場合そのチームは当該大会の参加を認めない。(1)競技大会規定に違反した場合。(2)開会式に参加しなかった場合(特定の場合を除く)。

第17条 次の項に該当する場合そのチームは常任委員会の決定により適当な期間各種大会への参加を認めない。(1)参加資格上不正な選手が出場した場合。(2)申し込み後、届なく棄権した場合。(3)スポーツマンシップに反する行為をした場合。

## 第6章 付 則

第18条 本規約の更に詳細な事項については別に規定・申し合わせ事項を定める。

第19条 本規約の改正に関しては顧問会の議決を要する。

第20条 本規約は昭和59年4月1日より実施する。